

生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者選定に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和5年 11月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による指定管理者の選定をするにあたり、参加者の公募を行うので、公告する。

記

- 1 件名 生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者選定
- 2 業務内容及び
提出書類 別添 「生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者募集要項」
のとおり
- 3 期間 令和6年7月1日から令和10年3月31日まで
- 4 応募資格 生駒山麓公園の指定管理を行うにあたり、管理運営のノウハウ及び経営力を有する法人その他の団体で、次の要件を満たすものであること。（個人での応募はできません。）
 - ① 本市の入札参加停止処分を受けていないこと。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ③ 国税及び地方税（主たる事業所）を滞納していないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
 - ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体

オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体

上記⑤の資格要件確認のため、提案時に「生駒市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」により生駒警察署へ欠格事由に該当するか否かを照会します。

⑥ 生駒市政治倫理条例（平成20年6月条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。

5 提出期限

令和5年12月26日(火)17時00分まで（必着）